

第61号議案

芦屋市暴力団排除条例の制定について

芦屋市暴力団排除条例を別紙のように定める。

平成24年9月4日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

本市における暴力団の排除を推進するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「県条例」という。）の趣旨にのっとり、本市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
  - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
  - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
    - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
    - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
    - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

- (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

- 2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに県条例第2条第6号に規定する暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して、社会全体として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する啓発に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、市又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第6条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互に連携を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、暴力団の排除に関する広報及び啓発活動を積極的に行うものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務及び事業において、暴力団を利用することとならないよう、暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(青少年を守るための取組)

第8条 市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発活動に取り組むものとする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

## 芦屋市暴力団排除条例要綱

### 1 制定の趣旨

本市における暴力団の排除を推進するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 制定の内容

#### (1) 目的（第1条関係）

本市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保することを目的とする。

#### (2) 用語の定義（第2条関係）

用語の意義は、次のとおりとする。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）に規定する暴力団

イ 暴力団員 法に規定する暴力団員

ウ 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するもの

(ア) 暴力団員が役員として、又は実質的に経営に関与している事業者

(イ) 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者として使用し、又は代理人として選任している事業者

(ウ) 次に掲げる行為をした事業者（法人である場合は、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者）

a 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

b 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

c その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認

められる行為

(エ) (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用してしている事業者

エ 関係機関等 法の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(3) 基本理念（第3条関係）

ア 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

イ 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して、社会全体として推進されなければならない。

(4) 市の責務（第4条関係）

市は、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

(5) 市民及び事業者の役割（第5条関係）

市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する啓発に協力するよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、市又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(6) 市民及び事業者に対する支援等（第6条関係）

市は、市民及び事業者が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互に連携を図って取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、暴力団の排除に関する広報及び啓発活動を積極的に行うものとする。

(7) 市の事務及び事業における措置（第7条関係）

市は、契約に係る事務その他すべての事務及び事業において、暴力団を利することとならないよう、暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(8) 青少年を守るための取組（第8条関係）

市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発活動に取り組むものとする。

3 施行期日

平成25年1月1日

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律抜粋

※ \_\_\_\_\_部分は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成24年8月1日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日）による改正後の規定

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（第1号省略）

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（第3号から第5号まで省略）

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（第7号及び第8号省略）

（暴力的要求行為の禁止）

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（中略）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

（第1号から第20号まで省略）

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（中略）に係る申請（中略）が法令（中略）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（中略）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしない



ことを要求すること。

イ (省略)

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，当該団体に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第32条第1項第3号において同じ。）となっているもの

ハ (省略)

(第22号から第27号まで省略)

(都道府県暴力追放運動推進センター)

第32条の3 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。
- (2) 次項第3号から第5号までの事業（中略）に係る相談の申出人，暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者（中略）に対する助言について，専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者（中略）が置かれていること。
- (3) その他次項に規定する事業を適正かつ確実にを行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

(第2項から第9項まで省略)

## 暴力団排除条例（兵庫県条例）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 暴力団事務所 法第15条第1項に規定する事務所をいう。
- (5) 準暴力団事務所 暴力団の幹部（法第3条第2号に規定する幹部をいう。）が当該暴力団の活動のために行う連絡又は待機の用に供されている施設又は施設の区画された部分その他の暴力団事務所に準ずるものをいう。
- (6) 暴力団事務所等 暴力団事務所及び準暴力団事務所をいう。

### 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律抜粋

（指定）

第3条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

（第1号省略）

- (2) 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（中略）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（中略）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（中略）を超えるものであること。

（イからへまで省略）

（第3号省略）

(事務所の使用制限)

第15条 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所（暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用した暴力行為（中略）が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穏が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員（中略）又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、3月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用又は当該指定暴力団等の活動の用に供してはならない旨を命ずることができる。

（第1号から第3号まで省略）

（第2項から第6項まで省略）